

第2期 柴田町 地域福祉計画

《2024年度～2028年度》

概要版



令和6年3月
柴田町

1 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

社会状況は、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、安全・安心への意識の高まりなどで大きく変化しています。地域では、コミュニティ活動の担い手不足や高齢化により、支え合いの機能が低下しています。さらに、生活困窮やひきこもり、介護や子育てに関する悩みなどが増加しており、複数のリスクを抱える家庭も増えています。

このような地域の課題に対し、従来の制度の枠を超えて一人ひとりの暮らしを支える仕組みとして、地域共生社会の実現を掲げています。そのためには、一人ひとりが地域の課題を自らのものとして捉え、地域に積極的に関わり、行政や専門機関と連携して包括的な支援体制を整備する必要があります。

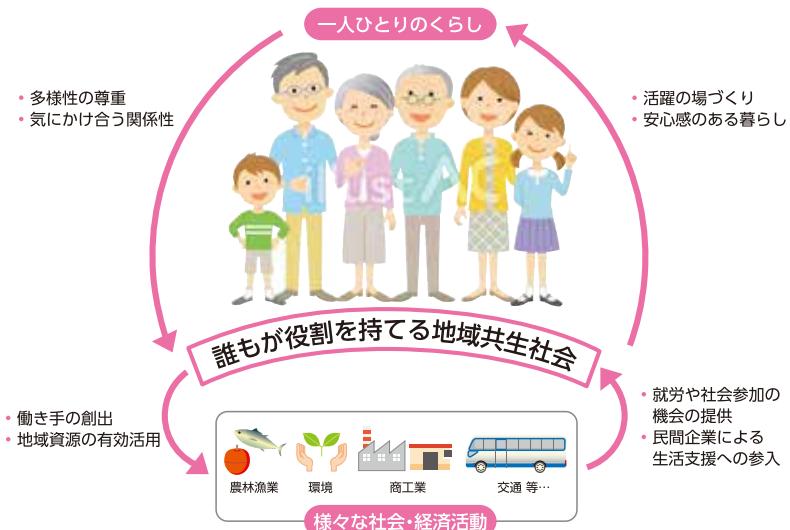
本町ではこれらの取り組みを踏まえ、「第2期柴田町地域福祉計画」を2024年度から2028年度までの指針として策定することとなりました。

2 計画策定の背景

地域共生社会の実現を目指し、令和2年6月に公布された地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部改正に伴い、令和3年4月から改正社会福祉法が施行されました。

①地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会は、一人ひとりの役割や分野を超えて、町民や地域の様々な主体が参加し、人と人、人と資源がつながり、暮らしや生きがいを共に創る社会です。本計画では、福祉課題の複合化に対処するため、町や社会福祉協議会、町民がチームとして協力し、地域共生社会を実現する取り組みを推進します。



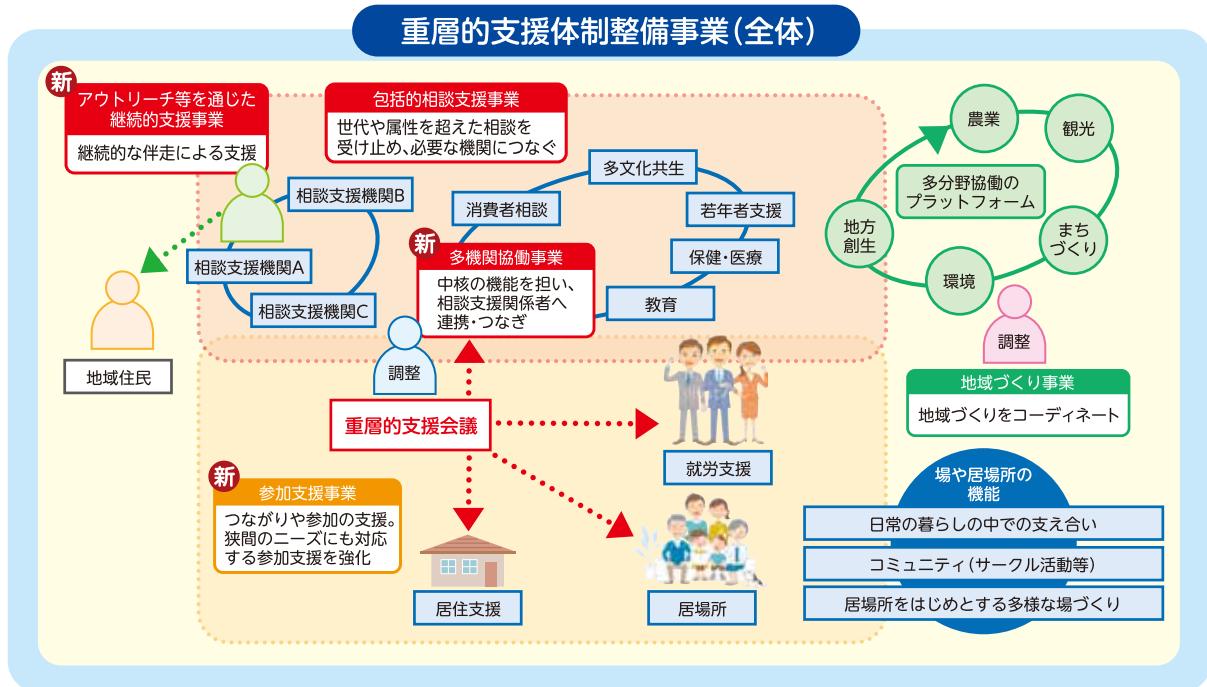
②重層的支援体制整備事業の創設

令和2年6月の社会福祉法等の改正では、区市町村による包括的な支援体制を整備するための施策を具体化する事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本町においても、少子高齢化が進む中で、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難や生きづらさを抱えながらも既存の制度の対象となりにくいケースや、「8050問題」や「ダブルケア」など複数の生活上の課題を抱えているケース等が見られます。そのため、全庁的に本町の地域福祉に関する現状および課題について共通認識を持ち、重層的支援体制整備事業の実施に向けた体制整備を進めていく必要があります。

資料：厚生労働省地域共生社会のポータルサイト

■重層的支援体制整備事業のイメージ

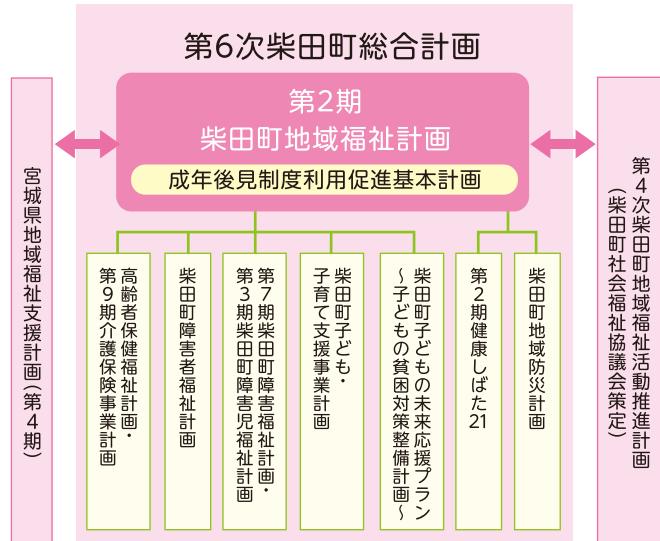


出典：厚生労働省・地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について

3 計画の位置付け

本計画は、「第6次柴田町総合計画」を上位計画とした地域福祉を推進する計画で、他の福祉関連計画と整合性を図るとともに、宮城県の地域福祉支援計画と連携しながら推進します。

また、本計画と住民活動・行動の在り方を定めた柴田町社会福祉協議会が策定する「柴田町地域福祉活動推進計画」は、地域福祉の方向性をお互いに共有し、連携しながら推進します。



4 計画の期間

本計画は、2024年度から2028年度までの5年間の期間とします。なお、本計画は社会情勢や町の状況の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画名	年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
柴田町地域福祉計画	第1期									
第2期		第3期(-2033)								

2 計画の基本的な考え方

1 基本理念

住民誰もが地域において役割を持ち、他人事ではなく我が事として主体的に参画し、お互いに支え合いながら、住み慣れた場所で安心して暮らすことができるまちづくりとしての地域共生社会の実現を目指し、本計画の基本理念を「ともにつながり お互いが支え合い みんなが花咲くまち」とします。

基本理念

ともにつながり お互いが支え合い
みんなが花咲くまち

2 計画の体系

本計画の体系は、以下のとおりです。

基本理念	基本目標	基本施策
ともにつながり お互いが支え合い みんなが花咲くまち	1.ともにつながる 人材づくり	(1)福祉教育の充実 (2)福祉に対する意識の醸成 (3)地域を担う人材の育成 (4)ボランティアやNPO活動等への支援
	2.みんなで 支え合う 地域づくり	(1)交流の場の充実 (2)地域ネットワークの連携強化 (3)地域づくりの推進
	3.安全安心に 暮らせる しくみづくり	(1)包括的な相談体制の充実 (2)支援を必要とする人への体制整備 (3)権利擁護の推進
	4.地域を支える 基盤づくり	(1)福祉サービスの利用促進 (2)情報提供の充実 (3)環境づくりの推進 (4)災害時の支援体制の整備と防犯対策の推進

3 施策の展開～今後の方針～

基本目標 ①

ともにつながる人材づくり

(1) 福祉教育の充実

施策の
方向性

家庭、地域、学校で福祉教育や人権教育、ボランティア学習を推進し、福祉への関心と理解を育みます。

各種講座、イベント等の生涯学習事業を通して、福祉意識の醸成や福祉活動への参加を促進します。

(2) 福祉に対する意識の醸成

施策の
方向性

町民が福祉に関心を持ち、お互いに理解し支え合う地域づくりを推進し、福祉意識を高めます。

障がいや認知症に対する理解等、身近にある福祉への理解を深めます。

生きがいや社会参加、就労環境の改善を通じて、全ての人が充実した生活を送れるよう支援します。

(3) 地域を担う人材の育成

施策の
方向性

町においても、福祉関連の専門性のある人材確保、育成を推進します。

サービス提供事業所において福祉人材の確保、育成、定着につながる取り組みを支援し、質の高いサービスの提供に努めます。

民生委員・児童委員をはじめ、町の保健福祉活動を支える福祉人材の育成に努めます。

地域福祉を促進するために、住民が協力し合いながら、リーダー講座やフォローアップ研修などで人材を発掘・育成を推進します。

地域活動団体のリーダーや福祉人材を育成し、地域組織化を支援して、地域活動を強化します。

(4) ボランティアやNPO活動等への支援

施策の
方向性

参加しやすい活動を通じて、支え合いの関係を構築し、地域の連帯を強化します

行政の不足を補う支援を拡充するため、地域の団体との連携を強め、公私協働で幅広い支援体制を整備します。

地域活動の促進のため、新しいアイデアや支援機能を提供し、新規参入を支援して活性化を図ります。

みんなで支え合う地域づくり

(1)交流の場の充実

施策の
方向性

福祉の活動拠点として、誰もが気軽に集える場所を提供し、交流や社会参加を促進して地域との絆を深めます。

地域行事や声かけを通じて、地域での交流や関わりを促し、身近なコミュニティを形成します。

(2)地域ネットワークの連携強化

施策の
方向性

制度の対象外の課題にも対応するため、相談支援機関や行政機関が連携し、総合的な支援ネットワークを構築します。

(3)地域づくりの推進

施策の
方向性

庁内の各関係課と連携し、福祉から防犯・防災、交通、多文化共生など広範な領域を含む包括的な支援体制を構築します。

地域住民と行政が協力し、地域の課題解決に向けた取り組みを推進します。

安全安心に暮らせるしくみづくり

(1)包括的な相談体制の充実

施策の
方向性

福祉サービスの利用に関する情報提供と相談窓口の周知に努めます。

民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと連携し、支援が必要な方の早期把握と総合的な相談体制整備を目指します。

高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者、社会的孤立者への複合的な支援体制を推進します。

重層的な支援体制の構築を目指し、準備事業の検討および本事業への移行も視野に体制整備を進めていきます。

(2)支援を必要とする人への体制整備

施策の
方向性

支援を必要とする人が適切なサービスや支援を利用し、自立した生活を送ることができるよう支援します。

高齢者や障がい者、子育て家庭などの支援に特化し、制度の隙間に位置する問題への対応、自殺対策、犯罪をした者の社会復帰のための支援を地域福祉の施策と一体的に推進します。

地域の住民が抱える様々な問題を発見し、支援につなぐことができるよう仕組みづくりを進めます。

(3)権利擁護の推進

施策の方向性

虐待や判断能力に関する問題を早期発見し、迅速な解決を図るため、

地域の見守り体制を強化し、関連機関と連携します。

また、虐待予防や保護者の課題にも着目した支援を一体的に推進します

相談支援体制や権利や財産を守るための成年後見制度、福祉サービス利用援助等を行う日常生活自立支援事業等の周知を図るとともに、住民の理解促進と適切な利用の促進に努め、住民の権利を擁護する支援体制を推進します。

成年後見制度利用促進基本計画の中核機関整備に向け、2024年までに
地域連携ネットワークのさらなる強化を目指します。

基本目標 ④

地域を支える基盤づくり

(1)福祉サービスの利用促進

施策の方向性

地域住民のサービス利用を円滑にするため、高齢者、障がい者、児童福祉など各分野の取り組みを連携し、横断的な支援を提供します。

利用者が適切なサービスを受けられるよう、事業所へ情報開示を促し、サービスの質の向上と従事者の能力向上を図るとともに、関係機関と連携し、適切な指導・監督を行います。

(2)情報提供の充実

施策の方向性

高齢者や障がい者、子育て世代など、支援が必要な方に対し、多様な方法で情報を提供に努めます。

年代や対象者ごとに情報をわかりやすくし、効果的な情報提供を行います。

地域福祉への意識向上のため、関係機関と連携して情報提供を充実させます。

(3)環境づくりの推進

施策の方向性

道路や歩道、公共施設、交通機関等、関係機関と連携し、生活環境のバリアフリー化を推進します。

住宅改修の助成と普及啓発を通じて、高齢者や障がい者が快適な生活を維持します。

(4)災害時の支援体制の整備と防犯対策の推進

施策の方向性

防災訓練や避難行動要支援者名簿の整備、福祉避難所の確保等、円滑に支援が行われるよう防災支援体制の整備を推進します。

地域の見守り体制や防犯パトロールを推進し、行政や警察との連携で地域の安全を確保します。

4 計画の推進にあたって

本計画では、住民一人ひとりの取り組み(自助・互助)、地域社会が協働で行う取り組み(共助)、行政の取り組み(公助)の3つの基本的役割を定めます。

(1)住民の役割(自助・互助)

- 日頃からのあいさつや声かけ、地域活動への参加等を通じて、顔の見える関係を築き、支え合い・助け合いのこころを育みます。
- 地域づくりの担い手(主役)として地域活動へ積極的な参画に努めます。
- ボランティア等の社会貢献活動等の助け合い活動を理解し、可能な範囲で協力します。

(2)地域の役割(共助)

《町内会、自治会、ボランティア団体、NPO等の活動団体》

- 地域福祉を支える基盤であり、今後さらに地域での役割は重要となります。住民に対し地域福祉活動への参加を積極的に促進するとともに、活動団体同士で連携し、地域の生活課題を発見・共有・解決する、地域密着型の活動・支援が期待されています。

《民生委員・児童委員》

- 身近な地域における相談相手として、社会福祉協議会や行政等と連携した活動が求められます。

《サービス事業者》

- サービスの質の確保や従事者の資質の向上、情報提供、利用者の生活の質の向上に取り組みます。
- 専門的な知識や施設等を活かした地域の交流の場や地域福祉の拠点としても期待され、住民や行政と協働で地域福祉活動の活性化に向けた地域参加が求められています。

《社会福祉協議会》

- 地域活動の実施や参加の促進、福祉サービスの提供、ボランティア育成等、地域における福祉の推進の中心的な位置付けを担います。
- 多様な福祉活動組織との関係性を活かし、町民と地域活動団体、町民とサービス事業者、町民と行政等をつなぐコーディネート役であり、地域の生活課題を把握し、その課題に対応した事業展開を図ります。

(3)行政の役割(公助)

- 町内会、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体、社会福祉協議会等の地域活動団体やサービス事業者等と連携・協働で地域福祉の推進を図ります。
- 住民のニーズを十分に把握しながら、福祉施策の総合的な推進を図る役割を担います。
- 庁内関係者のみならず、医療や介護、保健、就労等の関係機関、福祉以外の分野とのネットワークを強化し、さまざまな分野を横断的につなげ、包括的な地域福祉の推進に努めます。

編集・発行
柴田町福祉課

〒989-1692
宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号
TEL:0224-55-5010 FAX:0224-55-4172
Email:welfare@town.shibata.miagi.jp